

表 1a 血管腫・血管奇形重症度分類（整容面）

部位		1 度	2 度	3 度	4 度	5 度	
顔面	顔部(両眼を含む)	手掌大2分の1未満の腫状	手掌大未満の腫状	手掌大以上の腫状	手掌大の2倍以上の腫状		
	顔面全体	顔面全体にあっては、手掌大の4分の1未満の腫状	顔面全体にあっては、手掌大の4分の1以上の腫状	顔面全体にあっては、手掌大の2分1以上の腫状	顔面全体にあっては、その2分の1程度を超える腫状		
	顔毛(眉毛を含む)	顔毛にあっては、手掌大2分の1未満の腫状	顔毛にあっては、手掌大の2分の1以上の腫状	顔毛にあっては、手掌大以上の腫状	顔毛にあっては、その4分の3程度を超える腫状		
	眼瞼	片側の上又は下眼瞼の一部の輪郭の変形	片側の上又は下眼瞼の2分の1程度を超える輪郭の変形	片側の上又は下眼瞼のほぼ全体におよぶ輪郭の変形	片側の上及び下眼瞼のほぼ全体にわたる輪郭の変形		
	口唇	上又は下口唇それぞれの一部の輪郭の変形	上又は下口唇の2分の1程度を超える輪郭の変形	上又は下口唇のほぼ全体におよぶ輪郭の変形	上及び下口唇のほぼ全体にわたる輪郭の変形		
	鼻	鼻部の一部の輪郭の変形	鼻部の4分の1程度を超える輪郭の変形	鼻部の2分の1程度を超える輪郭の変形	鼻部の全体におよぶ輪郭の変形		
	耳	片側耳介軟骨部の4分の1程度を超える輪郭の変形	片側耳介軟骨部の2分の1程度を超える輪郭の変形	片側耳介軟骨部のほぼ全体にわたる輪郭の変形			
	四肢	手部	手掌部の3分の1程度を超えない腫状 手背部の4分の1程度を超えない腫状	手掌部の3分の2程度を超えない腫状 手背部の2分の1程度を超えない腫状	手掌部の3分の2程度を超える腫状 手背部の2分の1程度を超える腫状 左右同じ手袋がはめられない		
		上肢 (肩関節以下手関節以上)	一上肢にある手掌大の2倍未満の腫状 直立自然立で左右の上肢長差が手掌の長さの半分未満のもの 左右の前腕または上腕の周長差が最大の部位において、その差が健常側の周長の3割未満のもの	一上肢にある手掌大の2倍以上の腫状 直立自然立で左右の上肢長差が手掌の長さ未満のもの 左右の前腕または上腕の周長差が最大の部位において、その差が健常側の周長の3割以上のもの	一上肢にある一上肢の全面積の2分の1程度を超える腫状 直立自然立で左右の上肢長差が手掌の長さ以上異なるもの 左右の前腕または上腕の周長差が最大の部位において、その差が健常側の周長の5割以上のもの	一上肢の上腕かつ前腕の深部(骨髄、皮下組織、筋肉、骨)に病変が広く存在するもの	
		膝関節以下の下肢 (足関節を含む)	膝関節以下一下肢にある手掌大未満の腫状 左右の下肢の周長差が最大の部位において、その差が健常側の周長の2割未満のもの	膝関節以下の一下肢にある手掌大以上の腫状 左右の下肢の周長差が最大の部位において、その差が健常側の周長の2割以上のもの 左右の趾の長さ・周長が異なる	膝関節以下の一下肢にある手掌大の2倍以上の腫形 左右同じ靴が履けない 左右の下肢長差が3cm未満 左右の下肢の周長差が最大の部位において、その差が健常側の周長の3割以上のもの	片側のひざ関節以下に、その全面積の2分の1程度を超える腫状を呈するもの 長管骨の変形 左右の下肢長差3cm～5cm 左右の下肢の周長差が最大の部位において、その差が健常側の周長の4割以上のもの 一下肢の大腿かつ下腿の深部(骨髄、皮下組織、筋肉、骨)に病変が広く存在するもの	片側のひざ関節以下に、そのほぼ全面積におよぶ腫状を呈するもの 長管骨の著しい変形 左右の下肢長差が5cm以上 左右の下肢の周長差が最大の部位において、その差が健常側の周長の5割以上のもの

非腫出部	体幹・生後腫	胸腹部又は背部・臀部にあってその全面積の4分の1程度を超えない程度の腫状	体幹・生後腫の軽度変形 胸腹部又は背部・臀部にあってその全面積の4分の1程度を超える腫状	胸腹部又は背部・臀部にあってその全面積の2分の1程度を超える腫状	骨(脊椎・肋骨・鎖骨・胸骨・骨盤骨)の変形を伴う腫状	骨(脊椎・肋骨・鎖骨・胸骨・骨盤骨)の著しい変形を伴う腫状
	膝関節以上の下肢(大腿)	左右の大腿の周径差が最大の部位において、その差が健常側の周径長の2割未満のもの 片側の大腿の2分の1程度を超えない腫状	左右の大腿の周径差が最大の部位において、その差が健常側の周径長の2割以上のもの 片側の大腿の2分の1程度を超える腫状	左右の大腿の周径差が最大の部位において、その差が健常側の周径長の3割以上のもの 左右の下肢長差が3cm未満 片側の大腿のほとんど全端に及ぶ腫状	長管骨の変形 左右の下肢長差3cm～5cm 左右の大腿の周径差が最大の部位において、その差が健常側の周径長の4割以上のもの 一下肢の大腿かつ下腿の深部(骨髄・皮下組織・筋肉・骨)に病変が広く存在するもの	長管骨の著しい変形 左右の下肢長差が5cm以上 左右の大腿の周径差が最大の部位において、その差が健常側の周径長の5割以上のもの

表 1b 血管腫・血管奇形重症度分類 (機能面とその他)

病位		1度	2度	3度	4度	5度
腫出部	神経系	神経系の機能又は精神に障害を残すが、2度を満たさない程度のもの	神経系の機能又は精神に障害を残し、服することができる作業がある程度に制限されるもの	神経系の機能又は精神に障害を残し、服することができる作業が相当な程度に制限されるもの	神経系の機能又は精神に障害を残し、軽易な作業以外の作業に服することができないもの	神経系の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な作業以外の作業に服することができないもの 中等度から高度の強さの痛みを用いるオピオイド鎮痛薬の使用によってはじめて鎮痛が得られるもの、またはそれらを使用しても鎮痛が十分得られないもの(小児別も含む)
	視覚	一眼の視力が0.6以下になったもの 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を認めるもの 正屈視以外で視察を認めるもの	一眼の視力に著しい視覚機能障害又は遠視障害を認めるもの 一眼の上眼窩に著しい遠視障害を認めるもの 一眼の視力が0.1以下になったもの	両眼の視力が0.6以下になったもの 一眼の視力が0.06以下になったもの 正面視で視察を認めるもの 両眼の視力に著しい視覚機能障害又は遠視障害を認めるもの 両眼の上眼窩に著しい遠視障害を認めるもの	一眼が失明し、一眼の視力が0.6以下になったもの 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を認めるもの	両眼の視力が0.1以下になったもの

	<b>呼吸機能(心機能)</b>	病変が原因となり閉塞型睡眠呼吸障害をきたすが、 日中の睡眠傾向がないもの	病変が原因となり閉塞型睡眠呼吸障害をきたし、自分の意志に反し眠気があり、気づかずに眠ってしまうことがあまり集中していないときに起こるもの	病変が原因となり閉塞型睡眠呼吸障害をきたし、自分の意志に反し眠気があり、気づかずに眠ってしまうことが、多少集中を必要としているとき起こるもの、症状により社会的あるいは仕事上の機能中等度の障害が起こるもの 身体活動には特に制約がなく日常生活により、特に不当な呼吸困難、狭心痛、疲労、動悸などの症状が生じないが、検査上異常が認められ第4度への移行が懸念されるもの	病変が原因となり閉塞型睡眠呼吸障害をきたし、自分の意志に反し眠気があり、気づかずに眠ってしまうことが、強い集中を必要としているとき起こるもの、症状により社会的あるいは仕事上の機能に高度の障害が起こるもの 安静時または睡眠中には障害がないが、日常生活のうち、比較的強い労作(例えば、階段上昇、坂道歩行など)によって、呼吸困難、狭心痛、疲労、動悸などの症状が生じるもの 気管切開(気管挿入)が行われているもの	病変が原因となり閉塞型睡眠呼吸障害をきたし、身体活動に高度の制約のあるもの 安静時には無症状であるが、普通以下の労作で呼吸困難、狭心痛、疲労、動悸などの症状を生じるもの
	<b>咀嚼機能(嚥下機能)</b>		咀嚼機能(嚥下機能)に軽度の障害を認めるが、3度の条件は満たさない程度のもの	ある程度の常食は摂取できるが、咀嚼(嚥下)が充分出来ない為に食事制限される程度のもの	経口摂取のみでは十分な栄養摂取ができない為、経管栄養の併用が必要なもの 全粥又は軟食以外は摂取できない程度のもの	流质(食以外)は摂取できない程度のもの 経口的に食物を摂取することができないもの 食物が口からこぼれ出る為、常に手や襟袖などでそれを防がなければならない程度のもの 経口的な食物摂取が極めて困難で1日の大半を食事(食)に費やさなければならない程度のもの
	<b>構音機能</b>		構音機能に軽度の障害を認めるが、3度の条件は満たさない程度のもの	電話による会話、家族と理解出来るが他人には理解できない程度のもの	日常会話、家族と理解出来るが他人には理解出来ない程度のもの	日常会話、誰か聞いても理解できない程度のもの
	<b>鼻</b>			鼻の機能に著しい障害を認めるもの		
	<b>耳</b>	一耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度(難聴)になったもの	両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することが困難な程度(難聴)になったもの 一耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度(難聴)になったもの	両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難な程度(難聴)になったもの 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度(難聴)になったもの 一耳の聴力を全く失ったもの	両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することが困難な程度(難聴)になったもの 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度(難聴)になったもの	一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度(難聴)になったもの 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度(難聴)以上の難聴になったもの
	<b>四肢の運動</b>	<b>手(上肢)</b> 一手の示指、中指、環指又は小指の用を廃したも 母指以外の手指の遠位指関節(関節)を屈伸することができなくなったもの 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を認めるもの	一手の母指又は母指以外の二手指の用を廃したも 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を認めるもの	一手の母指を含み三手指又は母指以外の四手指の用を廃したも 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したも	手の五手指又は母指を含み四手指の用を廃したも 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したも	一上肢の用を全廃したも(三大関節の用を廃したも)

		肘関節以下の下肢 (足指を含む)	一定の第一又は第二足指を含み以上の足指の 用を廃したもの 一足指の第三足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの	一定の第一又は第二足指を含み以上の足指の 用を廃したもの 一足指の第三足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの	一定の足指の全部の機能を廃したもの 一足指の第三足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの	一足指の全部の機能を廃したもの 一足指の第三足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの	一足指の全部の機能を廃したもの 一足指の第三足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの
非難出現	骨幹・生体組織	胸腹部臓器の機能に障害を認めるもの 肩関節に神経症状を認めるもの	胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる作業がある程度に支障があるもの 肩関節に神経症状を認めるもの	胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる作業が相当な程度に制限されるもの 立位・座位の保持が相当な程度に支障があるもの 生体組織に著しい障害を認めるもの	胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる作業が相当な程度に制限されるもの 立位・座位の保持が相当な程度に支障があるもの 脊柱に著しい障害を認めるもの 両側の薬丸または卵巣の機能を失ったもの	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な作業以外の作業に服することができないもの 立位・座位の保持が相当な程度に支障があるもの 脊柱に著しい障害を認めるもの	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な作業以外の作業に服することができないもの 立位・座位の保持が相当な程度に支障があるもの 脊柱に著しい障害を認めるもの
	肘関節以上の下肢(大脚)		一足指の第三足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの	一足指の第三足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの	一足指の第三足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの	一足指の第三足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの	一足指の第三足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの
出血および出血の可能性		ときおり出血するが医療的処置の必要のないもの	しばしば出血するが医療的処置の必要のないもの	出血の治療のため医療的処置を必要とするが、治療によって出血予防・止血が十分に得られるもの	致死的な出血のリスクをもつもの 複数年にわたり出血の治療のため一年間に一回程度入院加療を要したあるいは要す見込みのもの 慢性出血性純血のため月一回程度の輸血を定期的に必要とするもの	致死的な出血のリスクが非常に高いもの 大量出血のリスクが高く年間30日以上入院治療が必要なもの 複数年にわたり出血の治療のため一年間に二回以上入院加療を要したあるいは要す見込みのもの	致死的な出血のリスクが非常に高いもの 大量出血のリスクが高く年間30日以上入院治療が必要なもの 複数年にわたり出血の治療のため一年間に二回以上入院加療を要したあるいは要す見込みのもの
感染および感染の可能性			しばしば感染を併発するが医療的処置の必要のないもの	感染・蜂窩織炎の治療のため医療的処置を必要とするが、治療によって十分に症状の断続を抑制できるもの	敗血症などの致死的な感染を合併するリスクをもつもの 複数年にわたり感染・蜂窩織炎の治療のため一年間に一回程度入院加療を要したあるいは要す見込みのもの	敗血症などの致死的な感染を合併するリスクが非常に高いもの 感染・蜂窩織炎のリスクが高く年間30日以上入院治療が必要なもの 複数年にわたり感染・蜂窩織炎の治療のため一年間に二回以上入院加療を要したあるいは要す見込みのもの	敗血症などの致死的な感染を合併するリスクが非常に高いもの 感染・蜂窩織炎のリスクが高く年間30日以上入院治療が必要なもの 複数年にわたり感染・蜂窩織炎の治療のため一年間に二回以上入院加療を要したあるいは要す見込みのもの
難治性皮膚病		難治性皮膚病の治療・保護する必要があるが、2度を満たさない程度なもの	難治性皮膚病の治療・保護のため、服することができる作業がある程度に制限されるもの	難治性皮膚病の治療・保護のため、服することができる作業が相当な程度に制限されるもの	難治性皮膚病の治療・保護のため、軽易な作業以外の作業に服することができないもの	難治性皮膚病の治療・保護のため、特に軽易な作業以外の作業に服することができないもの	難治性皮膚病の治療・保護のため、特に軽易な作業以外の作業に服することができないもの
凝固能障害				血液検査データでは凝固能異常を示すが、出血傾向などの臨床症状を伴わないもの	凝固能異常に対して治療を必要とするが、医療的処置によって出血傾向などの臨床症状の改善を得ることができるもの	凝固能異常に対して治療を必要とし、医療的処置を行っても出血傾向などの臨床症状が改善しないもの	凝固能異常に対して治療を必要とし、医療的処置を行っても出血傾向などの臨床症状が改善しないもの

